

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月14日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門廿日市拠点長 樽谷 賢治

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 自動全リン・全窒素／COD測定装置保守点検業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和6年4月1日
至) 令和11年3月31日
- (4) 履行場所 広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所廿日市拠点
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」及び「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門廿日市拠点管理チーム
電話 0829-55-0667
FAX 0829-54-1216

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「自動全リン・全窒素／COD測定装置保守点検業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「自動全リン・全窒素／COD測定装置保守点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年3月21日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日ま

での質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に
対して行うとともに当該機構のホームページにて公表する
ことにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が
発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答する
ことがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和6年3月29日 15時00分
広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所廿日市拠点 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和6年3月29日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当該機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当該機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当該機構における最終職名
② 当該機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当該機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当該機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報提供及び情報公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 自動全リン・全窒素／COD測定装置保守点検業務
2. 業務目的 本業務は、排水中に含まれるリン・窒素・CODを确实かつ正確に測定するため設置稼働している、自動全リン・全窒素／COD測定装置の点検や部品交換等を行うことにより、故障等を未然に防ぎ現状を維持することを目的とする。
3. 業務場所 広島県廿日市市丸石2-17-5
国立研究開発法人 水産研究・教育機構
水産技術研究所 廿日市庁舎
4. 業務期間 自) 令和 6年 4月 1日
至) 令和11年 3月31日
5. 業務内容 保守対象機器に関して、環境省の「窒素・りん自動計測器による水質汚濁負荷量測定方法マニュアル(改訂版・平成19年8月改訂)」に準拠した内容にて保守点検業務を実施すること。なお、業務内容については、以下の項目を満たすこと。
 - 1) 保守対象機器
自動全リン・全窒素／COD測定装置(堀場製 TPNA-500) 1台
 - 2) 保守点検業務
別紙1「保守点検作業内容」にあげる項目について、保守点検作業を実施すること。保守点検頻度及び消耗品交換頻度は、当該機器の安定稼働のために必要な頻度とする。
 - ・2ヶ月毎点検時、測定・校正用試薬の交換を実施すること。なお、交換に伴い生じた廃試薬・空容器等は、関係法令に則り、請負者が適切に処分すること。
 - ・年次整備時、別紙2「消耗品類一覧」にあげる消耗品類について、全てを交換または納品すること。
 - 3) 不定期業務
当該機器に故障が発生した場合、速やかに原因を特定し回復させること。部品交換を要する場合、その旨を担当者に報告し、指示に従うこと。その他、担当者より指示があった場合は、その指示に従い業務を遂行すること。
 - 4) 報告書の提出
点検終了時は点検項目、作業結果、その他必要連絡事項等を作業報告書としてとりまとめ、任意の書式により担当者に提出すること。

5) その他

- ・別紙3に従い、半年毎に試料採取用ポンプ1台の交換を実施すること。なお、交換に伴い生じた既存ポンプ等は、関係法令に則り、請負者が適切に処分すること。
- ・1年毎に潜水形電磁流量計検出器（Azbil製 MagneW3000FLEX）を清掃すること。
- ・業務期間中に使用する純水量に応じて、必要となる純水を納入すること。なお、純水の交換は当所において行うこととする。納入頻度は、別途相談の上で決定する。（保管場所の都合上、約2～3ヶ月毎の頻度を予定）
- ・業務期間中に生じる廃液量に応じて、必要となる廃液タンクを納入すること。なお、廃液の処分は当所において行うこととする。納入頻度は、別途相談の上で決定する。（1年毎の頻度を予定）

6. 特記事項

- 1) 保守点検作業及び不定期業務にあたる技術員は、対象機器メーカーの者、またはそのメーカー研修を終了したメーカー系保守業者の者であること。
- 2) 予防保全処置の必要性を認めた場合は、担当者に報告し、指示に従うこと。
- 3) 校正係数等の妥当性を確認し異常と判断した場合は、担当者に回復手段を含め報告し、指示に従うこと。
- 4) 請負者の故意または過失により機器が損傷した場合は、請負者の負担で原状回復すること。

7. その他

詳細については、担当者の指示に従うこと。

(別紙1) 保守点検作業内容

自動全リン・全窒素／COD測定装置保守点検業務作業内容

	作業箇所	作業内容	1ヶ月毎点検	2ヶ月毎点検	年次整備
サンプリング部	オーバーフロー槽	点検・清掃	-	○	○
	採取点フィルター	点検・清掃・Oリング, ゴム継手点検・交換	-	○	○
	電磁弁	点検・交換	-	○	○
	フロートスイッチ	点検・清掃	-	○	○
	サンプリングチューブ	点検・清掃・交換(フラットシールフェラル, フィッティング交換)	-	○	○
	サンプリングチューブ(ワーマードチューブ)	点検・交換	-	○	○
	計量管	点検・清掃	-	○	○
	ピンチバルブ	点検・清掃・交換	-	○	○
	エアポンプ	点検・交換・ポンプダイヤフラム交換	-	○	○
	計量動作	点検	-	○	○
	廃液タンク	点検・清掃・フロートスイッチ動作確認・ゴム継手点検	-	○	○
	ブランクスイタック	純水補充・点検・清掃 フロートスイッチ動作確認 ゴム継手点検	-	○	○
	自動洗浄ユニット	点検・洗浄液の残液量確認・補充	-	○	○
	電導率計(塩分補正)	点検・センサ部の清掃	-	○	○
	測定槽(UV計)	点検・清掃	-	○	○
	整流板(UV計)	点検・清掃	-	○	○
	その他	目視点検・着手点検	-	○	○
試薬部	試薬タンク	点検・清掃・各試薬入替え・E液ラインの洗浄	-	○	○
	試薬チューブ	点検・清掃・交換・ゴム継手点検	-	○	○
	ピンチバルブ	点検・清掃・交換	-	○	○
	電磁弁	点検・交換	-	○	○
	計量動作	点検	-	○	○
TN検出部	UVランプ	点検・交換	-	○	○
	キセノンランプ	点検・交換	-	○	○
	反応セル	点検・交換・セルキャップ点検・交換	-	○	○
	セル下部継手	点検・交換	-	○	○
	電磁弁	点検・交換	-	○	○
	ヒーター, 温度センサー	点検・交換	-	○	○
	ブリアンプ	点検・交換	-	○	○
TP検出部	UVランプ	点検・交換	-	○	○
	光源	点検・交換	-	○	○
	反応セル	点検・交換・セルキャップ点検・交換	-	○	○
	セル下部継手	点検・交換	-	○	○
	電磁弁	点検・交換	-	○	○
	ヒーター, 温度センサー	点検・交換	-	○	○
	ブリアンプ	点検・交換	-	○	○
UV計	コネクター	点検	-	○	○
	セル	点検・清掃・交換	-	○	○
	セルパッキン	点検・交換	-	○	○
	ワイパーゴム	点検・清掃・交換	-	○	○
	セル乾燥剤	点検・交換	-	○	○
	光源(UVランプ)	点検・交換	-	○	○
	ローラー	点検・交換	-	○	○
	Oリング(G35)	点検・グリスアップ・交換	-	-	○
	パッキン(ケーブル・ケース)	点検・グリスアップ・交換	-	-	○
	検出器	点検・交換	-	○	○
セルイタAジク	点検・交換	-	○	○	
操作部	表示部・タッチパネル	点検・交換	-	○	○
	プリント基板	点検・交換	-	○	○
	プリンター	点検・清掃・交換・印字動作確認・記録紙交換	-	○	○
	電源	点検・交換	-	○	○
	リチウム電池	点検・交換	-	○	○
その他	サンプル指示値確認	点検	-	○	○
	校正	点検	-	○	○
	分析部温度確認(TP/TN計)	点検	-	○	○
	光源光量確認(TP/TN計)	点検	-	○	○
	各装置外観	目視点検・周辺清掃	○	○	○
	排水部周辺	点検・清掃	○	○	○

(別紙2) 消耗品類一覧

年次整備時における交換又は納品対象の消耗品類一覧
 (※掘場製品については純正品とすること。)

番号	品名	規格	数量	
1	ダイヤフラム(PN-1XX)	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3100000565	1	個
2	ミストキャッチャクミ(TPNA-500)	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3200570736	1	個
3	カップリング	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3200662409	1	個
4	フアムチューブ(TPNA-500)	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3200539035	1	個
5	ハッキシルイ1ネン(TPNA-500)	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3200538883	1	式
6	UVランプ(4W)	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3014032138	2	個
7	メツシユフィルタ	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3200556384	1	個
8	プリンタヨウシ(CODA,TPNA)	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3200378127	1	個
9	デンジペン(TPNA-500)	TP/TN計 掘場アドバンステクノ 3200539212	1	個
10	キアツキステッピングモータ	UV計 掘場アドバンステクノ 3012361157	1	個
11	コウケン ユニット	UV計 掘場アドバンステクノ 3200033034	1	個
12	V-リングA	UV計 掘場アドバンステクノ 3030021450	2	個
13	シールワツシヤ	UV計 掘場アドバンステクノ 3030049850	10	個
14	ローラー	UV計 掘場アドバンステクノ 3200082512	6	個
15	セルハツキン2	UV計 掘場アドバンステクノ 3200082493	4	個
16	ケースハツキン	UV計 掘場アドバンステクノ 3200082949	1	個
17	ワイパーゴム	UV計 掘場アドバンステクノ 3200043531	1	個
18	ブライントキャップ	UV計 掘場アドバンステクノ 3200082936	4	個
19	ケースシール	UV計 掘場アドバンステクノ 3200082821	1	個
20	Oリング	UV計 掘場アドバンステクノ 3030049465	2	個
21	セルカンソウサイ	UV計 掘場アドバンステクノ 3200044334	1	個
22	カンソウサイ	UV計 掘場アドバンステクノ 3200044316	1	個
23	シールワツシヤ	UV計 掘場アドバンステクノ 3200043872	1	個
24	セル	UV計 掘場アドバンステクノ 3200082495	2	個
25	コウセイエキH(VIS:0.590)	UV計 掘場アドバンステクノ 3200913649	1	個

(別紙3)

半年毎における交換又は納品対象の試料採取用ポンプ

(※同等またはそれ以上の性能を有している製品であれば、下記規格品に限らない。)

番号	品名	規格	数量	
1	水中ポンプ	寺田ポンプ製作所 CSL-100L型	2	台